

健康保険組合からのお知らせ（一部負担金等の免除期間の延長等）

—東日本大震災により被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

東日本大震災により被害にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、被災日以降実施されてきた一部負担金等の免除措置について、令和 7 年 3 月以降の免除対象者及び免除対象期間が、下記のとおりとなりましたのでご連絡いたします。

1. 一部負担金(入院時の食事療養に係る標準負担額(*1)を除く)の免除対象者及び期間について

避難区域等	標準報酬月額 (* 3)		免除対象
			令和 7 年 3 月 1 日～ 令和 8 年 2 月 28 日
帰還困難区域等 (注 1)	上位所得層	53 万円以上	○
	一般所得層	53 万円未満	○
旧避難指示区域等 (注 2)	上位所得層	53 万円以上	対象外 * 2
	一般所得層	53 万円未満	○

※免除の取扱いを段階的に見直すこととしています。

地域区分	具体的な福島県内の対象地域	延長期間
平成 26 年までに避難指定区域等の指定が解除された旧避難指示区域等 (注 2)	・広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部 (旧緊急時避難準備区域) ・川内村の一部、田村市 (旧緊急時避難準備区域および旧避難指示解除準備区域) ・特定避難勧奨地点	令和 7 年 3 月 31 日まで
上記以外の地域		令和 8 年 2 月 28 日まで

(注 1) 帰還困難区域等【①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域】の 3 つの区域をいう。

(注 2) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 (特定避難勧奨地点を含む)、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等 (田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域 (楡葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等 (葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等 (双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部) の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部) の区域及び令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (飯館村の一部及び富岡町の一部) の区域をいう。

(* 1) 平成 24 年 3 月 1 日以降、「柔道整復 (接骨院等) や鍼灸・マッサージの施術」「治療用装具の作成」「保険証を提示せず受けた診療」などに係る一部負担金相当額や標準負担額 (入院時の食事代) は免除対象となりませんのでご注意ください。

(* 2) 一般所得層から上位所得層に変更となった場合は、一部負担金免除対象となります。なお、上位所得層となる被保険者と判断したうえで、令和 7 年 9 月 1 日以降の免除証明書を返納することとします。

(* 3) 令和 7 年 3 月 1 日以降、標準報酬月額が改定され、上位所得層 (53 万円以上) から一般所得層 (53 万円未満) に変更となった場合には免除対象者として再認定とすることができます。

2. 免除申請書の交付方法

(1) 継続交付 申請は不要

一部負担金等免除対象者の方に対し、有効期限を延長した「健康保険一部負担金等免除証明書」(以下「免除証明書」という) を交付 (事業主経由) します。

(2) 新規交付 「健康保険一部負担金等免除申請書」に「罹災証明証 (写) を添付の上、(事業主経由) で当健保宛てに申請してください。

○「免除証明書」の返納について

現在お手元にある令和 7 年 2 月 28 日まで有効期限の免除証明書を、速やかに返納してください。

(健保事務センター NTT03-5334-1029 平日 10:00~17:00)